

社会福祉法人真岡市社会福祉協議会表彰規程

(趣旨)

第1条 真岡市社会福祉協議会（以下「本会」という。）において表彰し又は感謝の意を表しようとするときは、この規程による。

(表彰 感謝の方法)

第2条 この規程による表彰又は感謝は、本会大会において行うものとする。

2 表彰又は感謝は、本会大会会長の表彰状又は感謝状及び記念品を該当者に贈呈してこれを行う。

(表彰 感謝の対象)

第3条 本会会長が表彰又は感謝をしようとするときは、つぎに定めるものを対象とする。

- 一 地域社会福祉活動に功績顕著な個人又は団体
- 二 自立更正し社会人として活躍し、他の模範である者
- 三 善行篤行のあった生徒及び模範生徒
- 四 社会福祉活動・運営等に積極的に協力した者

(候補者の推薦)

第4条 関係機関・団体等の長は、この規程に定める表彰又は感謝に該当するものを候補者として本会会長に推薦する。

(審査)

第5条 表彰又は感謝するものを審査するため審査委員会をおく。

2 審査委員会は、前条の被推薦者及び会長が諮問した者について審査する。

3 審査委員会は会長が指名する。

附 則

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項については、会長が別に定める。

2 この規程は平成元年10月11日から施行する。

3 この規程は平成21年7月1日から施行する。

4 この規程は平成22年7月1日から施行する。